

確定申告

申告は、正しくお早めに

2.17^月 ▶ 3.16^月

(土・日曜日・祝日を除く)

受付:午前9時～午後4時

場所:豊橋税務署1階申告会場

※混雑状況により受付を早めに終了する場合があります

ご不明な点など、
お気軽にお問い合わせください。

▶ 電話相談センター(豊橋税務署)

☎(0532)52-6201

▶ 税務課

☎23-3509

所得税

個人が1月から12月までの1年間に得た所得に係る国の税金です。

《確定申告が必要な方》

① 次の①～④の方などのうち、令和元年中の所得が所得控除の合計額を超えた方
② 事業所得や不動産所得のあった方
③ 公的年金などの収入金額が400万円を超えた方
④ 公的年金などの収入金額が400万円以下であり、かつ、その他の所得が20万円を超えた方
⑤ 土地や建物を売った方
⑥ 源泉徴収税額有りの特定口座以外で株式などを譲渡し利益があった方
⑦ 給与と所得者で、給与の年収が2000万円を超えた方、2力所以上から給与を受けた方で主たる給与以外の従たる給与の収入金額が20万円を超えた方、給与と所得以外の所得が20万円を超えた方

《確定申告すると税金が戻る場合》

次のような場合、給与などから源泉徴収された所得税や予定納税をした所得税が納め過ぎになっていることがあり、確定申告をすることで所得税が還付されることがあります。

① 年の途中で退職し、年末調整を受けなかった場合
② 医療費を多く支払った場合(医療費控除)
③ マイホームを住宅ローンなどを利用して取得した場合(住宅借入金等特別控除) など
※③などの方に、2月5日(水)から、豊橋税務署で確定申告事前相談会を開催します。



《確定申告に必要なもの》

① 印鑑(新規に口座振替での納税を申し込む場合は通帳印)
② 申告書または確定申告のお知らせ(届いた方)
③ 控除証明書(社会保険料、国民年金保険料、生命保険料、地震保険料など)
④ 源泉徴収票(金額の多少に関わらず、複数枚ある場合はすべて)
⑤ 収支内訳書(営業・農業・不動産収入がある方のみ。平成30年分収支内訳書の控え、令和2年度分償却資産申告書の控えも併せて持参)
⑥ 固定資産税課税明細書(営業・農業・不動産など、固定資産税を経費とする事業収入がある方のみ。令和元年5月に送付済み)
⑦ 医療費控除の明細書(医療費控除を受ける方のみ)
⑧ 上場株式等配当支払通知書または特定口座年間取引報告書
⑨ 本人名義の口座番号が分かるもの(通帳など)
⑩ 番号確認書類(マイナンバーカード、通知カード、マイナンバーの記載がある住民票の写しのいずれか一つ)
⑪ 身元確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、公的医療保険の被保険者証、パスポートなどのうちいずれか一つ)
⑫ 利用者識別番号などの分かる書類(以前申告会場で電子申告をされた方) など

《市内の各申告会場では受け付けられない確定申告》

次の申告は豊橋税務署で申告してください。

① 青色申告
② 譲渡所得の申告(収

用、利用集積を除く)
③ 先物取引に係る雑所得の申告
④ 太陽光発電に関する申告
⑤ 仮想通貨に関する申告
⑥ 雑損控除の適用を受ける申告
⑦ 住宅借入金等特別控除の適用を受ける申告(控除を受ける最初の年分)
⑧ 消費税の申告
⑨ 贈与税の申告
⑩ 相続税の申告

《確定申告書はインターネット・スマホで作成、提出できます》

国税庁HP(<http://www.nta.go.jp>)の確定申告書等作成コーナーを利用して作成することができます。作成した確定申告書は、e-Tax(電子申告)で送信、または印刷して郵送などで提出することができます。申告会場に行かなくてもよく、24時間利用できるのも、大変便利です。

《休日における確定申告の受付》

豊橋税務署では、申告期間中の休日(2日間)に確定申告の相談・申告書の受付を行います。

日時:2月24日(月・振)・3月1日(日)
午前9時～午後4時(混雑状況により早めに受付を終了する場合あり)

場所:豊橋税務署(豊橋地方合同庁舎内)

